

訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 Q & A

1 対象事業所について

Q 県内の事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。

A 対象となります。

Q 当法人は埼玉県外に所在しているが、埼玉県内で「埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱 別表1」に規定される訪問系介護事業所を運営している。この場合、埼玉県内の事業所は対象となるか。

A 対象となります。

2 申請方法について

Q 当法人は複数事業所を運営しているが、事業所ごとに、別々に申請してよいか。

A 同一法人については、補助金交付申請は法人単位で行い、複数の事業所がある場合には取りまとめて申請してください。ただし、申請後に新たに複数訪問すべき事案が発生した場合、事業所単位で追加申請することは可能です。

Q 申請は月毎に行うのか。

A 月毎の申請は要しません。法人単位で取りまとめて申請いただくようお願いいたします。

3 補助対象について

Q 補助対象となる「複数訪問」とは具体的に何名なのか？

A 訪問者1名、同行者1名を想定しています。同行者2名以上でも補助金額は変わりませんので御注意ください。

Q 訪問先が有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の場合、なぜ補助金の対象外となっているのか。

A 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者による暴力行為等は、各施設において対応すべき問題であるため、補助対象外とします。

訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 Q & A

Q 「暴力行為等」の「暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等」の等とはどういったものが含まれるのか？

A 器物破損行為、恐怖や脅威を与える行為、顧客等の言動であって、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該就業者の就業環境が害されることなどが含まれます。

Q 「利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認めること。」の判断基準は？

A 利用者等の暴力・ハラスメントの状況等を踏まえ、個別に判断しますので、[質問受付フォーム](#)からご相談ください。判断に際しては、利用者等による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損、脅迫などの具体的な事案の有無や程度、関係機関（警察、医療機関、市町村など）との連携状況等を総合的に勘案します。単に怖そうといった主観的なもののみではなく、例えば民生委員から事前に情報提供があった場合等、ある程度客観的な裏づけがあるケースを想定しています。

Q 「ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得るための研修」とは具体的に何を指すのか？

A 実施主体は問いません。

埼玉県では、e-learning研修（受講時間90分）を実施していますので、よろしければ御活用ください。

(<https://kaigo-next.pref.saitama.lg.jp/harassment-training.php>)

Q アパートの大家や管理人、同居していない近隣住民が、訪問時に継続的な威圧や妨害を行う場合は、「利用者等による暴力行為等」に含まれるか

A 利用者等とは、利用者又はその家族及び同居人と定義しており、これに当てはまらない場合には「利用者等による暴力行為等」に含まれません。

訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 Q & A

Q 複数訪問について介護報酬の加算を取得している場合には補助対象となるのか。

A 本事業は、複数訪問について介護報酬の加算等がない介護保険サービスを提供する場合や、複数訪問について利用者等の同意を得られず介護報酬の加算等が適用できない場合に、複数訪問を行う事業者に対して補助金を交付するものであるため、要綱第2条（7）に規定される介護報酬の複数加算を取得されている場合には、補助対象となりません。

Q 補助金交付申請書の3 確認事項の欄に、「同行者に対する守秘義務遵守の説明の有無」、「市町村担当課、地域包括支援センターへの相談の有無」、「ハラスメント相談窓口への相談の有無」について必須と記載されているが、これは何か。

A 補助金交付申請書の提出に際して、事前の必須事項です。交付申請書提出の前に、同行される方に対して個人情報等の守秘義務について順守するよう説明してください。また、市町村担当課又は地域包括支援センター、及びハラスメント相談窓口（例：[埼玉県カスタマーハラスメント総合相談窓口](#)【相談無料】）にも相談してください。

4 対象経費について

Q 補助金の申請前に複数名訪問した場合、対象となるか。

A 対象になりません。原則、交付決定後に訪問したものが対象となります。「ただし、緊急性等を勘案し、知事が認める場合は」例外的に補助対象となる場合があります。

Q 訪問回数の制限はあるのか。

A 事前に回数制限は設けていませんが、「予算の範囲内において」実施するため、全体の申請数によっては制限される場合があります。

訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 Q & A

5 補助金額について

Q 別表 2 に掲げる資格を有しているが、その業務に従事していない場合、どうなるのか。

A 資格を有していれば、別表 2 に該当する者の補助基準額になります。

Q 別表 2 の「介護員養成研修等の修了者」の等は他に何が含まれるのか。

A 介護福祉士実務者研修がこれに該当します。

Q 別表 2 の福祉の専門性を有する者とは、具体的に何を指すのか。

A 施設長や社会福祉施設長サービス管理研修修了者、管理者、サービス提供責任者などを指します。

Q 実費が補助基準額を下回っている場合は、実費までしか支払われないのか。

A 実費補填ではなく、訪問 1 回あたりの定額補助になります。

6 対象時期について

Q 「補助対象者は事業期間を必要最小限の時期とするよう努める」とあるが、目安はあるのか。

A 3 か月を目安の期間として想定しています。暴力・ハラスメント事案について、関係機関等と連携し、今後の対策について検討・対応する猶予期間と位置づけているためです。

Q 目安は 3 か月とあるが、それ以上の補助期間を設けることは可能か。

A 特別な事情がある場合は相談に応じるため、県高齢者福祉課へ電話連絡をお願いします。

訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 Q & A

Q 補助期間の始期と終期はどのようなか。

A 令和 8 年 7 月 3 日以降に行われた補助対象事業について、申請することができます。補助対象時期を交付申請のあった日からその属する年度の 3 月 31 日までとしておりますので、事業計画書の期間はこの範囲内としてください。

7 その他

Q 交付決定を受けた後に訪問回数が増えた、又は減った場合にはどうすればいいか。

A 個別に対応を判断するため、交付決定を受けた内容に変更の可能性がある場合は、県高齢者福祉課に御相談ください。

Q 交付申請書に添付する事業計画書について、事業計画内訳の行を必要に応じて増やしてもよいか。

A 必要に応じて行を増やして差し支えありません。